## 大阪市告示第1392号

母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 20 条第 5 項の規定により養育医療機関を 指定したので、大阪市母子保健法施行細則 (昭和 41 年大阪市規則第 57 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月10日

大阪市長 横 山 英 幸

- ①名称 ②所在地 ③開設者 ④指定年月日
- ①社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター 大阪警察病院
- ②大阪市天王寺区北山町 10-31
- ③社会医療法人大阪国際メディカル&サイエンスセンター
- ④令和6年7月1日

(健康局保健所管理課)